

# 令和2年第10回教育委員会定例会議事録

令和2年10月20日

東久留米市教育委員会

令和2年第10回教育委員会定例会

令和2年10月20日（火）午前10時38分開会

7階 703会議室

議題 (1) 議案第41号 令和2年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）  
について

(2) 諸報告1

①「東久留米市版 学校における感染症対策と学校運営に関するガイドライン  
（新型コロナウイルス感染症）【第2版】」について

②「令和3年度予算編成方針（通知）」について

③令和2年度前期（4月～9月分）の教育長の休暇等の取得について

④令和2年第3回市議会定例会について

⑤その他

(2) 諸報告2

⑥教育施設（市スポーツセンター・市立図書館）における令和2年度の指定管理  
者の選定について

※諸報告2の⑥については時限秘の非公開としました。

---

出席者（5人）

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員 （教育長職務代理者）	尾 関 謙一郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そわか

---

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	栗 岡 直 也
学 務 課 長	白 土 和 巳
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主幹・統括指導主事	今 野 稔 恵

---

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

---

傍聴者 7人

## ◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時38分)

○園田教育長 これより令和2年第10回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席されており、会議は成立しています。

本会議に先立ち第9回定例会後に人事に関する付議案件が発生しましたが、市議会開会中であり教育委員会を開催する暇がありませんでした。ついては9月23日に第7回教育委員会臨時会を书面開催しました。表決の結果ですが、全員賛成でありましたことを報告します。

---

## ◎議事録署名委員の指名

○園田教育長 本日の議事録の署名は馬場委員にお願いします。

○馬場教育委員 はい。

---

## ◎議案の追加及び会議の進め方

○園田教育長 本日は議案の追加があります。会議の進め方と併せて説明をお願いします。

○栗岡教育総務課長 「議案第41号 東久留米市一般会計(教育費)12月補正予算(案)について」を追加します。進め方ですが、諸報告2の「⑥教育施設(市スポーツセンター・市立図書館)における令和2年度の指定管理者について」は、本日の時点では事業者との仮協定前の内容となりますので時限秘として報告したく、非公開とさせていただきます。仮協定締結後に、各担当課から選定結果についてホームページで公開します。

選定結果の公開日以降は本日の議事録も公開の取扱いとなりますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

○園田教育長 委員の皆様にお諮りします。議案第41号を追加すること、そして諸報告2の⑥については時限秘として非公開で報告を行いたいとのことですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、新しい日程のとおり進めます。

---

## ◎傍聴の許可

○園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。

○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。

○園田教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお知らせします。新型コロナウイルス感染症対策のため、傍聴席の間隔をできるだけ開けていること、窓と扉を開けて換気を行うなど行っていますが、マスクをしていたくなど個々の対策もお取りいただきますようお願いいたします。

また、お配りしている資料については、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

そして、諸報告2については、指定管理者の仮協定締結前という本日の状況ですので、本日は時限秘の非公開審議となりますが、その際にご退席を願います。議事録については後日公表しますので、ご関心のある方は議事録をご確認願います。

---

### ◎議事録の承認

- 園田教育長 議事録の承認に入ります。9月15日に開催した第9回定例会の議事録についてご確認いただきました。訂正のご連絡はいただきませんでした。よろしいでしょうか。  
(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

---

### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 日程第1、「議案第41号 令和2年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 森山教育部長 「議案第41号 令和2年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」、上記の議案を提出する。令和2年10月20日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳しくは教育総務課長から説明します。
- 栗岡教育総務課長 「議案第41号 令和2年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）」について、補足説明します。

資料の2枚目をご覧ください。事業名は「小学校運営事務【通信運搬費】」です。歳出は通信運搬費161万5,000円の増額です。提案理由ですが、新型コロナウイルス感染症に伴う本年4月から5月までの学校休業期間中に児童の健康状況等を把握するため学校から各家庭へ日々電話連絡を行っていたこと。さらに土曜授業もあり、例年に比べて通信運搬費の執行率が高く、年度末にかけて予算に不足が見込まれることから、歳出予算を増額するものです。続いて、二つ目、事業名は「中学校運営事務【通信運搬費】」です。歳出は通信運搬費123万5,000円の増額です。提案理由ですが、小学校同様、学校休業期間中の各家庭への電話連絡により執行率が高かったこと。さらに、令和3年の都立高校の入学試験の願書提出は例年ですと生徒が志望校へ持参していましたが、新型コロナウイルス感染症対策から、中学校が取りまとめて各高校へ郵送で提出することになったため、郵送料に不足が生じる見込みであることから増額補正するものです。なお、この願書提出については、今年度は東京都で費用負担するとの話も出ていますが、この場合、いったん自治体が郵送料を負担した上で実費分を事務費として後から交付されるのか、それともレターパックのような現物を各学校へ配布するといった方法も考えられるため、東京都へ問い合わせたところ、「詳しい事務フローについてはまだ決まっていない」という回答でした。現時点では補正予算を計上していますが、今後詳細が決まり次第、必要な対応を図っていきます。

- 園田教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。よろしいですか。

よろしければ、討論に入ります。討論はありますか。

- 尾関教育委員 討論省略。

- 園田教育長 討論省略を認めます。これより採決に入ります。「議案第41号 令和2年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって議案第41号は承認することに決しました。

---

## ◎諸報告 1

- 園田教育長** 続いて日程第2、諸報告1に入ります。「①「東久留米市版学校における感染症対策と学校運営に関するガイドライン（新型コロナウイルス感染症）【第2版】について」から説明をお願いします。
- 椿田指導室長** 「東久留米市版学校における感染症対策と学校運営に関するガイドライン（新型コロナウイルス感染症）【第2版】」がまとまりましたので報告します。教育委員の皆様には9月中に内容をご確認いただいているものです。詳細については統括指導主事から説明します。
- 今野統括指導主事** 資料をご覧ください。第1版からの変更点については下線をもってお示ししています。ただし、添付資料に係る変更点についてはそのまま学校で使用できるように、下線等は引いていません。初めに2ページをご覧ください。本ガイドラインは9月3日付文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』」及び9月14日付東京都教育委員会の「新型コロナウイルス感染症と学校運営に関するガイドライン【都立学校】～学校の「新しい日常」の定着に向けて～改訂版 ver2」を受け、発行するに至りました。国が新型コロナウイルスで実践してきた様々な規制を段階的に緩和したことなどを受け、国の衛生管理マニュアルや都のガイドラインが改訂されています。本市でも意向を受けて、改訂を行いました。従いまして、第1版同様に国や都の動向等を踏まえ、必要があれば変更を行う場合もあります。3ページをご覧ください。都のガイドラインに即して「不要不急の外出行動を行わない・行わせないことの徹底」を追記し、講じるべき感染症対策を第1版の四つから、このたび五つへ変更しました。続いて、4ページから10ページまでの〔指導編〕についてです。これまでの内容から大きな変更点はありませんが、5ページの「(2) 感染症対策に留意した各教科等の指導」、ウに「熱中症への対応」について、6ページのカに「学校図書館利用」についての部分が加筆されました。その他の下線の内容については、これまで各学校において既に行われている内容をより具体的に示したものです。7ページの「(5) 清掃活動」、ウでは、「都度の清掃用具の消毒を行わなくてよい。」ことを加筆しています。「(6) 学校行事について」「(7) 児童会・生徒会活動について」「(8) 部活動」については、本市の実態を鑑みて改訂を行いました。8ページの「(10) 児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア等」についてです。児童・生徒の心身の状況の把握と心のケアについては、これまでの同様、重要事項と考えています。そこで、今年度実施したよりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートの結果の分析を行い、児童・生徒一人ひとりに適切な対応を図ることを明記しています。指導編の変更点については以上です。

続いて〔管理編〕の変更点について、学務課長から説明します。

- 白土学務課長** 11ページより後段の〔管理編〕についてです。全体的には主に東京都のガイドラインとの整合を取っており、対応が大きく変わっている点はありません。
- 12ページから「Ⅲ 保健衛生編」です。14ページをお開きください。14ページのオについては、東京都ガイドラインの現在の状況の記載と合わせる形で修正を行っています。また、カの下にある※については、国から示されている消毒作業の負担軽減の手法等について、改めて各校において確認をしていただくよう、市として記載を追記している部分です。

キや、その下の（４）についても、既に取り組んでいる内容ではありますが、都のガイドラインの記載と併せて追記をしています。１４ページの下段から１５ページにかけての「２ 教育活動を実施する上で必要な感染症対策」です。こちらは今まで１の「感染症予防対策の徹底」や、３の「登校の判断」に入れ込んでいた「毎朝の検温対応」や「発熱時の対応」などについて、項目を独立させ都ガイドラインと整合するように新設しています。１５ページ下の「３ 登校の判断」については、従前は個別に教育委員会に問い合わせさせていただいていた「保護者が児童・生徒を出席させなかった場合」についてを、都のガイドラインと併せて新設をしています。また「（３）その他」には、従前どおり個別事案の不明点については教育委員会まで問い合わせを行うよう記載をしています。

続いて、１７ページからの「Ⅳ 臨時休業編」です。東京都ガイドラインの構成、記載を踏襲したため項目整理など含み、全文差し替え扱いとなっています。従前からの対応方法である濃厚接触者となった者は出席停止、感染者が発生した場合は校内での濃厚接触者を特定するまでの間、原則として学校を臨時休業ということ自体については変更はありません。都のガイドラインの記載、詳細化及び項目整理により、全文にわたり修正となったものです。

なお、１８ページにある※の保健所との調整については「教育委員会とも適宜連携をしながら」という記載については、学校、教育委員会の両方で保健所の調整経過については共有していく必要があるという考えから、市において追記している部分です。

その下「２ 地域の感染状況を踏まえた対応」についても、従前と対応は変更ありません。

○園田教育長 主に国や都のガイドラインの変更に伴うということですが、市独自の部分についての考え方を説明してもらえますか。

○今野統括指導主事 先ほど申しあげましたように、７ページの部分が主に市の独自部分となっています。「（７）児童会・生徒会活動」については、都の内容よりも詳細に表していません。実際に、学校が児童会活動・生徒会活動を行う際に、市としての方針が欲しいということとして、「換気を行った体育館等で実施することができるものとする。」としています。ただし、身体的距離が十分とれない場合や何かあった場合には、放送設備等をこれまでのように使って実施することも可能としています。８ページの部活動をご覧ください。この秋から対外試合など都の事業も増えてきましたので、それに参加するに当たり、「きちんと保護者に説明を行った上で参加するように」という市の独自の判断をしています。「（１０）児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア等」ですが、子どもたちの心身の状況の把握と心のケアについてはとても重要な課題であると考えていますので、市として下線を施したような内容で子どもたちの心身の状況の把握を行い、適切にケア等を行うように学校に指示を出しているところが市独自の考えとなっています。

○園田教育長 ８ページ下のアンケートは、前回に決定していただいた補正予算で決定したものです。

○今野統括指導主事 そうです。

○白土学務課長 後段の〔管理編〕における市として独自部分については、基本的には東京都のガイドラインで触れている内容に過不足のないように書いてありますが、それほど市独自に色濃く書き込んでいるところはないです。１４ページの「※消毒の方法については、国衛生管理マニュアルにある『通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れる方法』も参照すること。」。これは「日々の清掃活動の中に要領よく消毒のステップを取り

入れて効率よく教職員の負担の軽減もできるように」とし、国から改めて通知も来ましたのでトピックとして入れています。先ほども少し触れましたが、18ページの、仮に感染者等が発生した場合の「保健所への報告・連絡、相談等について」は、臨時休業等の判断を教育委員会が行うというところもありますし、逆に、教育委員会が保健所との連絡調整を全て担当するということになるのと保健所の疫学調査等に協力する場合、学校からつぶさに接触状況等を伺った後に又聞きのような形で保健所との調整になりますので、適切に連携をしていきたいという意味合いからこういった記載を市独自に追記しているものです。

○園田教育長 ご質問、ご意見いかがでしょうか。

○宮下教育委員 大変分厚い、細かく、いろいろなコロナ対策がガイドラインに書いています。このガイドラインは文部科学省や東京都のガイドラインをそのままコピーするのではなく、ここに「東久留米版」とあるとおり、東久留米市が主体性を持ち、積極性のあるコロナ対策を作っているとよく分かりますので、私は教育委員会事務局の姿勢を高く評価したいと思います。

何点か伺います。7ページに市独自のプランニングがガイドラインとして書いてありますが、(6)のアンダーラインがあるところに関連します。「宿泊行事については中止」ということについては了解していますが、代替の行事等行う場合は指導室に相談することとあります。学校はいろいろなアイデアを出しながら、何らかの形で子どもたちの心に残るようなことを実施しようとしていると思います。学校からこういうことを考えているという情報は入っていますか。

○今野統括指導主事 (6)にも市の独自が入っており、触れていただきましてありがとうございます。小学校では奥多摩のキャンプ村に行って子どもたちに体験活動をさせるとか、放課後の夜暗くなってから校内で肝試しをしたり、花火を行ったりしたいという相談及び届け出があります。中学校では秋川溪谷に行ってバーベキュー体験や自然体験をさせたり、晴海にある「Tokyo Global Gateway」という都の英語体験学習施設、通称「TGG」と言っていますが、そこで学習活動体験をしてくるといった相談及び届け出があります。

○宮下教育委員 学校はいろいろな手法を取りながら行っているということですね。

〔管理編〕の臨時休業編の最後に、「保護者宛通知文例」があります。学校は様々な事務処理をしなければならないのでこのように分類されていると学校長は助かると思います。

○今野統括指導主事 ありがとうございます。

○園田教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしければ次に移ります。続いて「②令和3年度予算編成方針について」の説明をお願いします。

○栗岡教育総務課長 「令和3年度予算編成方針について」報告します。令和3年度の予算編成方針が10月2日に市長から示されました。令和3年度予算は社会保障関係経費が伸び続ける中、新型コロナウイルス感染症の影響は甚大で、国経済は極めて厳しい状況にあり、本市においては現時点で個人、法人、市民税などの市税については、前年度当初予算比で約6億円の減少が見込まれており、一般財源の大幅な減少は避けられないと想定しています。こうした中で市として重点施策を設けず、新型コロナウイルス感染症による困難を乗り越え、次の10年間のまちの将来像の実現に向けた予算と位置付け、事務事業全般にわたり十分に精査を行い編成していくこととしています。

3ページからの基本方針では、歳入に関してはコロナ渦における経済情勢やそれぞれの歳

入科目における制度改正の動向を十分に注視しながら、新たな補助制度の把握と積極的な活用を図り特定財源の確保に努めること。歳出に関しては、社会保障関係経費について高齢化による増加分に相当する伸びに収めることを基本とする。市の裁量度の高い事業はゼロベースの視点から精査した上で経費を見積もること。新型コロナウイルス感染症の影響により来年度も特別な経費を見込む場合には、当該効果を十分に精査した上で、臨時経費として要求するなど歳出抑制に向けた9項目に沿って見積もっていくこととなります。

今後のスケジュールですが各課から予算要求を行っており、その後、財政担当のヒアリングを経て、年末にかけて理事者ヒアリングと進み、年が明けた1月下旬には予算原案が整ってきますので、委員の皆様には財政部局からその概要について説明する場を予定しています。

○園田教育長 今後、この方針に従って教育委員会においても予算要求をしていくということです。ご質問、ご意見いかがですか。よろしいですか。

よろしければ、続いて、「③令和2年度前期（4月～9月分）の教育長の休暇等の取得について」の説明をお願いします。

○栗岡教育総務課長 「令和2年度前期（4月～9月分）の教育長の職務専念義務の免除の申請及び年次休暇等の取得」について報告します。資料として、「東久留米市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「東久留米市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」を添付しています。平成27年4月以降、教育長が職務に専念する義務の免除を受けるには、条例により「教育委員会が認める場合」となっており、また、休暇については市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける一般職の職員の例により規則を定め一般職同様の取扱いをすることとし、休暇簿により申請をしています。

教育委員会へは4月から9月までを前期、10月から3月までを後期とし、2回に分けて報告を行っています。今回はその前期分となり、有給休暇の取得はゼロ、夏季休暇は2日間、職務専念義務の免除の申請はありませんでした。

○園田教育長 ご意見、ご質問ありますか。よろしいですね。続いて、「④令和2年第3回市議会定例会について」の説明をお願いします。

○森山教育部長 「令和2年第3回市議会定例会について」前回報告しました以降の会議結果等について報告します。本日は次の資料を用意しました。会議結果の一覧表、最終日に上程された提出追加議案の一覧表です。

先ず、教育委員会が関係します内容の議案です。初めに「議案第70号 令和2年度東久留米市一般会計補正予算（第8号）」です。これは教育委員会定例会において、ご承認いただいたオリンピック・パラリンピック教育推進校事業、持続可能な社会づくりに向けた教育推進校事業、小学校改修事業、中学校改修事業、感染症拡大防止支援金事業に係る事業費を含む補正予算です。予算特別委員会に付託され、審議採決の結果、賛成多数で可決され、最終本会議においても賛成多数で可決されました。次に「議案第76号 令和元年度東久留米市一般会計歳入歳出決算の認定について」ですが、決算特別委員会に付託され、審議採決の結果、賛成多数で認定され、最終本会議においても賛成多数で認定されました。

次に請願ですが、教育委員会の関係では2件が総務文教委員会に付託され、審議されました。「2請願第22号 国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出を求める請願」です。この請願は関係行政庁に意見書の提出を求めるもので、本市で20人学級にすると教室が不足する事態になり、場合によってはプレハブ教室等の設

置を考えなくてはならない。また、教職員を増やすこととなり、本市の現状では緊急の対応は厳しいと考えるのご意見。新型コロナウイルスと長期に共存する時代の下で少人数学級の実現は喫緊の課題である。手厚く柔軟な教育が必要であり、感染症拡大の観点でも現在の40人学級は無理があると考え。教室の席は大人の責任で身体的距離の確保を図るべきのご意見。少人数学級の実現や少人数指導の充実に向け、都への要望を行っており、動向を見守りたい。また、基準の約半分に近い20人学級の緊急の編制は教員の増員や教室の確保などの点で無理があると言わざるを得ない。国の責任という観点から国動向を見守ることが重要と考えるのご意見。緊急に20人学級を目指すに当たり、教室の確保、教職員の加配や採用という点で現場への負担や混乱を招き、難しいものと考えのご意見。本市ではどの学校でも教室の確保が難しい実情があり、直ちに20人学級への編制を行うと施設面でも大変影響が出ると考える。また、学校によっては児童数の増加の推計が出ている点から教室の不足がさらに懸念される。まずは国や都の動向も注視し、必要な対応を行っていくべきなどのご意見が交わされ、採決した結果、賛成少数で不採択すべきものとされ、議会最終日の本会議では賛成少数で不採択となりました。続いて、「2請願第24号 子供たちの安全と健康を守るために、特別教室にエアコンを至急設置することを求める請願」です。この請願の審議では、国や都の補助金を活用し、大規模中規模改修に併せて設置していくとしており、限られた財源の中では一定やむを得ない。児童・生徒が安全に伸び伸びと学習や部活動に打ち込めるよう、カリキュラムの一層の工夫も含め、早期のエアコン設置に努めるべきのご意見。多摩26市において本市の特別教室に対する設置率は下位である。猛暑日は増加傾向にあり、エアコンのない特別教室の状況を考えれば早急なエアコン設置を進めていく判断をすべきのご意見。近年猛暑日が多くなっており授業環境は非常に厳しいものがある。早急に全学校の特別教室にエアコンを設置し、カリキュラムなどで夏場を意図的に外さなくてもいいようにしていくことが必要であるのご意見。猛暑、酷暑の状況を見ると熱中症対策が喫緊の課題ではあるが、財政面を考慮すると早急に設置していくことは難しいと考える。計画に沿って確実に進めていくべきなどのご意見が交わされ、採決した結果、賛成少数で不採択すべきものとされ、議会最終日の本会議では賛成少数で不採択となりました。

○園田教育長 ご意見、ご質問ありますか。よろしいですか。

よろしければ「⑤その他」に入ります。事務局から何かありますか。

○白土学務課長 市立小学校における新型コロナウイルス感染症への感染について報告します。

令和2年10月5日、市立小学校の児童1名が新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されました。多摩小平保健所の調査を踏まえ、感染した児童の学級において10月6日から18日までの間に臨時休業（学級閉鎖）を実施するものとし、当該校の保護者には学校を通じて対応等について周知しました。その後、当該校における保健所の調査にて確認された濃厚接触者についてはPCR検査の結果、全員陰性が確認されました。また、保健所の調査状況や助言を踏まえ、臨時休業（学級閉鎖）の終期を10月18日から10月16日へと変更しました。なお、当該学級は10月17日から教育活動を再開しています。

○園田教育長 ご意見、ご質問等はありませんか。

○尾関教育委員 各市も出していますが、プレスリリースをきちんとするというのは結構だと思います。隠したりの方が余計に不安を煽ることになりますので、今回はプレスリリースを二つ出していますので対応はよかったと考えます。

- 園田教育長 報道に関しては特に大きく出たのではありませんでしたね。
- 白土学務課長 はい。私が確認している限りでは新聞等の掲載はなかったと思います。インターネットによる地域の報道サイトに1件載っているのは確認しました。
- 園田教育長 そのほかいかがですか。よろしいですか。  
事務局からほかにありますか。
- 森山教育部長 特にありません。
- 園田教育長 委員からも何かありますか。よろしければ以上で公開の会議を終了します。傍聴の方はご退席をお願いします。

(傍聴者 退席)  
(公開の会議を閉じる)  
(非公開の会議を開く)

---

## ◎諸報告 2

- 園田教育長 日程第3、諸報告2「⑥教育施設（市スポーツセンター・市立図書館）における令和2年度の指定管理者の選定について」に入ります。説明をお願いします。
- 板倉生涯学習課長 初めに、「東久留米市スポーツセンター指定管理者の選定について」から説明します。東久留米市スポーツセンターの指定管理者については令和2年度をもって、5年間の指定期間が終了することから、市の公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、指定管理者の公募を行い、応募1団体について東久留米市指定管理者選定委員会において審査した結果、優先交渉権者に東京ドームグループを選定しました。
- お手元の資料「東久留米市スポーツセンター指定管理者の候補者の選定結果」をご覧ください。選定の結果は、指定管理者を設置する施設が東久留米市スポーツセンター、指定管理者応募件数は1件、指定管理者優先交渉権者の名称等は東京ドームグループ、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとなっています。選定理由は、提出された書類の審査及びプレゼンテーション審査により総合的に評価した結果によるものです。
- 2枚目の審査の集計表をご覧ください。第1次審査では書類審査により事業計画審査、団体審査を行いました。各審査項目の配点の2分の1を基準点とし、基準点に満たない場合は第1次審査通過者から除外することとしていましたが、全ての項目で基準を上回ったことから第1次審査通過者とししました。続いて、第2次審査ではプレゼンテーションの内容を踏まえた総合評価を行った結果、第1次審査と第2次審査の合計点は一番下のとおりの1,800点の配点のところ1,538点となり、その結果に基づき優先交渉権者を決定しました。
- その後、本結果について、東久留米市スポーツセンター指定管理者選定委員会から所管部長である教育部長に報告していただいています。なお、仮協定については、次回11月9日の教育委員会までには締結できるように準備を進めています。また、指定管理者の選定情報の公開については仮協定の締結後、本年度に実施されている他の指定管理者選定のスケジュールと併せて実施する予定としています。
- 佐藤図書館長 東久留米市立図書館指定管理者の選定についてです。東久留米市立図書館の指定管理者については令和2年度をもって地区館3館の指定期間が終了するとともに、令和3年度から、一部の直営サービスを除く中央図書館を含む4館を一体の新たな図書館運営を開始することから、それを担う指定管理者の選定を行い、優先交渉権者が決定しましたので

報告します。

初めに選定の経過です。選定の対象施設は中央図書館、滝山図書館、ひばりが丘図書館、東部図書館の市立図書館の全4館、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。指定の公募に当たっては、市指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、令和2年度市図書館指定管理者選定委員会を設置の上、令和2年5月22日に第1回選定委員会を開き、選定方法及び選定単位を決定しました。その後、6月1日から公募を開始し、6月26日に説明会・見学会の開催を行い、6団体が参加しました。7月7日には公募参加表明書の提出を締め切ったところ、参加表明団体は1者でした。また、7月29日に応募書類の提出を締め切り、参加表明をした1者から申し込みがありました。8月18日の第2回選定委員会では応募状況の報告を行っています。審査については9月8日の第3回選定委員会で第1次審査、9月25日の第4回選定委員会で第2次審査を行い、指定管理者の優先交渉権者を決定しました。

次に審査結果について説明します。選定団体は、TRC・野村不動産パートナーズグループです。こちらは株式会社図書館流通センター（TRC）を代表団体、野村不動産パートナーズ株式会社を構成団体とする共同事業体です。選定理由ですが、選定の基準に基づき提出された書類の審査及びプレゼンテーション及びヒアリング審査により、総合的に評価した結果、その合計点が基準点を越えたことによります。

審査内容と選定結果について説明します。資料は裏面です。第1次審査では資格要件審査及び書類審査を行い、評価基準に基づき採点しました。評価基準は第1次審査と第2次審査ともに、1番として「公平な使用の確保」、2番として「市民サービスの向上」、3番として「経費の節減など効率的な運営」、4番として「安定的な施設サービスの継続的な提供」、5番として「安全対策・危機管理」、6番として「自由提案（任意）」の6項目です。

また、評価基準に基づく審査については、新たな図書館運営に当たり、業務仕様書や業務用水準書の要件を満たした上で、適切に管理運営ができるか適否を判断するという視点から、全員の合計点が最低基準点である合計点の7割を超え、かつ評価基準項目の各大項目の得点が6割以上であることを合格の要件としています。その結果、応募資格要件を満たしており、かつ最低基準点である合計点の7割を超え、評価基準項目の各大項目の得点がそれぞれ6割以上であったため、第1次審査を通過としました。

採点結果は表のとおりです。第2次審査は応募書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえて審査し、評価基準に基づき採点しました。採点結果は表のとおりとなっていますが、6人の選定委員の採点の合計が要件以上であったことから合格となりました。また、選定委員会において、合格した事業者を優先交渉権者として選定しました。

今後、優先交渉権者と仮協定を締結し、令和2年第4回市議会定例会において指定管理者の指定を議案提案していくため、今後も計画的に準備を進めていきます。

○園田教育長 ご意見、ご質問ありますか。

○尾関教育委員 スポーツセンターからになりますか。

○園田教育長 両方共通してもいいですし、どちらか先にとということであればスポーツセンターからお願いします。

○宮下教育委員 それではスポーツセンターの質問から入らせていただきます。

選定委員会委員に学識経験者の方がいますが、どのような立場の方ですか。

○板倉生涯学習課長 障害者スポーツの分野で幅広くご活躍されており、市のスポーツセンターについてもよくご存じの方です。ふだんから市のスポーツ振興に対してもご尽力いただいています。

○宮下教育委員 分かりました。障害者スポーツに対する理解推進を図る上でも、こういう方が入っていることはいいですね。適任者が入っていると理解しました。

もう1点伺います。選定理由のところでは、第2次審査の総合評価の中で三つある、「動機、理解力」、もう一つが「プレゼンテーション能力」とあります。「プレゼンテーション能力」とは、情熱をもって相手に理解してもらえるよう伝えるということですから、1だけに「プレゼンテーション能力」とあるのは少し異質ではないかと思うのですが。

○板倉生涯学習課長 第2次審査の総合評価の「動機、理解力、プレゼンテーション能力」という評価基準についてのご質問と理解しました。

今回の指定管理者選定においては、先ず第1次審査としましては応募した事業者から提出された応募書類に基づいて、その事業者が市のスポーツセンターを指定管理する能力があるのか、魅力的な施設運営ができるのかなどについて確認させていただいています。その上で、一定の、指定管理者を担う能力が認められるといった事業者に対して、2次審査としてプレゼンテーションを実施しています。ですので、第2次審査の「プレゼンテーション」においては、第1次審査の様々な応募書類に基づいた事業者のプレゼンテーションの内容が「動機、理解力、プレゼンテーション能力」が優れているのかどうか、熱意や意欲が見られるのか、責任感や誠意がプレゼンテーションの中から感じられるのかといったところで、「総合的な評価」と書いています。

一つ目の項目の中にも「動機、理解力、プレゼンテーション能力」がありますが、こちらについては、事業者によっては、提出された応募書類の中から特にプレゼンテーションした内容を抜粋してきてプレゼンテーションする事業者もいますし、それをスライドに落とし込んでプレゼンテーションしたり、配布資料としてプレゼンテーションをしたり、または、そういったものを使わずに、あくまでも応募された書類に基づいてプレゼンテーションするといった様々な手法が考えられるわけです。実際に、プレゼンテーション審査の中でそういったものが適切に使われて能力を発揮されていたのかどうかを、この一つ目の項目の中で点数化しています。

○宮下教育委員 お話はよく分かるのですが、結局のところ、今のお話はプレゼンテーションの手法のことです。1、2、3のいずれについてもいかに熱意をもって周知するかがプレゼンテーションだと思います。1だけではなく、全てを評価するためのプレゼンテーションによって評価者が評価をしたわけですので、「プレゼンテーション能力」ではないと思ったので違和感を覚え、質問させていただきました。

○園田教育長 そのほかありますか。よろしいですか。

それでは図書館に入ります。

○尾関教育委員 TRCと野村不動産パートナーズという2者で組んだのは東久留米市では初めてだと思いますが、ほかにそういう例はありますか。このメリットはどこにありますか。

○佐藤図書館長 TRC・野村不動産パートナーズグループは、TRC株式会社、株式会社図書館流通センターと野村不動産パートナーズ株式会社による構成団体です。直近の指定管理者の事例としては、昭島市立の図書館になります。昭島市では市民図書館と分館を含め全てを

指定管理者が担うということで、今年度から指定管理者を新館で実施していますが、こちらが同様に TRC・野村不動産での共同事業体での運営となっています。

また、今回の共同事業体のメリットですが、今まで地区館についてはそれぞれが市の地域センター内のフロアで行っており、直接的な施設管理がありませんでした。今回は中央図書館の施設管理についても指定管理者に管理運営を委任していくということで、公共図書館の施設管理の実績もある野村不動産パートナーズと TRC が組んだ形で応募されたのだと思います。野村不動産は、現在も中央図書館の隣にあります生涯学習センターの指定管理者として長く施設管理を担っています。今後は、中央図書館と生涯学習センターの施設管理を野村不動産パートナーズ株式会社が一体で担っていくこととなりますので、敷地内全体の施設管理を1事業者が行うこととなりますから、より広範に安全管理も行ってくれるのではないかと期待しています。

○尾関教育委員 よく分かりました。

○園田教育長 よろしいですか。そのほかいかがですか。

○細田教育委員 直近の事例として昭島市が指定管理者となっているそうですが、昭島市の担当者に話を聞いたりしましたか。

○佐藤図書館長 指定管理者選定結果として、優先交渉権者が TRC・野村不動産パートナーズグループということで、結果的に昭島市と同様になりましたが、そのこととは関係なく、直営から指定管理者を導入する新たな事例として、昭島市では指定管理者選定後、例えば中央図書館機能を指定管理者に委ねる時にどのような工夫をされているのか、業務仕様書の中での留意点はどのようなものであったのかなどを伺っています。

実際に昭島市ではこの4月から全く新しい新築館になりましたが、昨年度1年間、新築館ができるまでの間は指定管理者が旧の昭島市民図書館という中央館の管理をしていました。指定管理者が施設管理を行っていくときにどのような体制でやっているかといった部分については昭島市に伺い、様々な話を聞かせていただいています。

○園田教育長 何点か確認します。両方に共通することですが、それぞれ応募は1者ずつです。一般論で言うならば複数の者からなる提案を比べて、より優れた者を選定していくのが選ぶという意味ではふさわしいと思いますが、今回は結果として1者だけの応募でした。

先ほどの説明の中で、図書館の場合は説明会に6件の参加があったが手を挙げたのは1者ということです。各会社の経営判断ですから理由は分かりませんが、例えばその説明会の中での反応というか、その後の問い合わせの中でどういった反応がありましたか。

○佐藤図書館長 今回の中央図書館機能も、特に一部の図書館サービスは行政、市の方で直接運営しながら指定管理者が運営していく。これは全国的に見ても私が知る限りではあまり例のない新たな図書館運営になります。そういった部分について興味・関心を持っていただいた事業者からは、説明会など行う際にぜひお声かけいただきたいという事前の連絡をいただいていた経緯があります。

事業者説明会や施設見学会の中でも様々なご質問を途中途中でいただいています。事業者からは、「新たな図書館運営をどういった経緯で考えたのか」「特に課題となるのは選書の決定や地域資料をだれが担うのかといったところだが、そこを市が責任を持って行っていくということは事業者にとって非常に明確である」という声もいただいています。そういった声がありましたので複数者からの応募の期待はありましたが、結果として1者でした。

ただし、この事業者説明会にいらっしゃった団体は、どの団体から提案があったとか、何者の提案があったかについては全ての事業者が知り得ないまま1次審査、2次審査を行っています。審査を行っている最中に6事業者全てが来ているかもしれないということも想定しつつ、提案を示していただいていると思います。もちろん比較審査ができればよりよかったかもしれませんが、一定の競争性は保てていると考えています。

○園田教育長 他者からも問い合わせなどがあり、説明会に参加もされ、関心を持ってもらえたと思っていたが蓋を開ければ1者であったと。その理由は分からないという状況です。

○佐藤図書館長 全事業者からご辞退の表明などを明確にはいただいていませんが、興味や関心はあったものの「辞退します」という連絡をいただいたところが2者あります。そのうちの1者については、現下の社会情勢等もありますが、ちょうど担っている他の自治体の指定管理者の指定の更新が重なる時期にあったということで、こういった社会情勢の中なので、現在管理運営している指定管理の更新に全力を注ぎたいということでした。「大変興味深い仕組みであるが今回は辞退します」というご連絡をいただいています。

○園田教育長 スポーツセンターの状況はどうですか。

○板倉生涯学習課長 スポーツセンターについては、現地説明会の段階では5者8名の方に参加していただきました。スポーツセンターは既に指定管理者を長期間行っていますが、今回の指定期間に限らず、ふだんから様々なスポーツクラブなどを運営している事業者からは指定管理者の制度についてや、「次の東久留米市の指定管理者の選定はいつか」といった問い合わせが来ています。今回の指定に当たりまして、昨年度、一昨年度に様々な問い合わせをいただいた事業者に対しては、公募が始まってから、「新しく公募する時期になったのでぜひご検討ください」と連絡をするなどしていますし、また、現地説明会中では、実際に行っているサービスをしっかりご覧いただいて検討していただいたと考えています。

ただし、今回の指定管理者選定に、5者8名の方々から実際に応募がなかったことについては把握が難しいところですが、様々な事業者から、365日通年開館であるという非常に高いレベルのサービスに対する問い合わせがあり、次の応募する事業者がそこまでのサービスをするのは難しいといった声はよく聞きますが、今回、事業者が実際になぜ応募しなかったかについては把握できていません。

○園田教育長 1者の中での選定になるので相対的な評価はできないという中で、まさに絶対評価をどうしていくのかが大事だと思います。1者来たから即採用ということではなく、中身をよく吟味してもらってふさわしい者であれば選定するという考え方が大事になってくると思います。基準の中で図書館は最低基準が合計点7割、項目別には6割という基準を最低限の要件として立てています。一方、スポーツセンターは2分の1ということで、少しこれは基準が異なりますが、図書館の方がやや厳しめになっています。それぞれ調整や打ち合わせをしたわけではないのですが、結果としてこうなっています。

図書館の方が相当高いハードルという言い方ができますが、なぜこういう評価にしたのか、考え方を教えてもらえますか。

○佐藤図書館長 選定委員会委員全員の合計点が7割以上、かつ大項目の点数が6割以上であるということ合格要件としました。今回の選定に当たり、図書館として業務仕様書や業務要求水準、業務水準書の要件を満たした上で適切に管理運営ができるのか、要は市で示す業務仕様書の内容の履行を担保できるのかを再重視したものです。実際、市で行っている公の

施設の指定管理者のモニタリング評価の評点を一定の基準として、市が提示している業務仕様書等の内容を遂行できる水準を標準点、5点満点の場合は3点、10点で言えば6点ということで、これを6割としました。また、今回から中央図書館を含む市立図書館全館を指定管理者に委ねる新たな図書館運営をスタートさせることとなります。

平成29年1月に教育委員会決定しました「今後の東久留米市立図書館の運営方針」では、指定管理者に委ねるサービスは、これまで行政が直営で行ってきたサービスのうち民間事業者のノウハウを活用することで、さらなる推進が期待できるものとしており、事業者には業務要求水準を満たした上で、さらに一歩進んだサービス提供を期待しているといったことがあります。これまでどおりの図書館運営は担保される水準、先ほど申し上げました業務仕様書を遂行する水準は各項目として6割としていますが、より良いサービスを提供するためには業務要求水準以上の提案が必要であると考え、今回総合計の中で7割を合格ラインとして設定しました。

○園田教育長 分かりました。資料では項目ごとに点数が出ていて比較的高得点ということだと思いますが、具体的な提案の内容についてはこの書類ではなかなか読み取れないので、特に各委員から評価された部分について伺います。

○佐藤図書館長 図書館においても新たな図書館運営になります。市の指定管理者、中央図書館で言えば中央図書館にそれぞれのサービスを提供する。市の館長がいて市がサービスを提供し、指定管理者が中央図書館長ということで館長がいて、そこでまたサービスを提供するという形です。ここを市と指定管理者とで連携していくということでそういった形になり、また、中央図書館と三つの地区館4館を一体で連携した形でどのようなサービスを提案していくか。それについて、業務仕様書の中で一定の水準を求めており、そちらについてよりよくご理解いただき、履行できる内容をご提示いただいているというのが一つあります。

また、選定委員会委員には学識経験者や専門委員の方もいらっしゃいます。1次審査については、専門的な見地からご意見を伺った上で審査を行っていますが、その中でもこの代表企業については財務状況等も非常に明るく、また、自己資本比率もほぼ半分以上は自社の預金ということで負債比率もほとんど無借金経営という、現金で経営できているという意味では財務上の理由で倒産するということは考えにくく、非常に優秀な団体です。社会情勢も厳しくなっていますが、そういった中においても管理運営の安定性を高く評価させていただきました。

○園田教育長 来年4月から指定管理が入ると、特に大きく変わったと感じられるような提案はありましたか。

○佐藤図書館長 具体のサービス内容、ハード、ソフト含めてですが、これは協定を締結した上で年度ごとの計画、年度協定など結んでいく中で「こういったものを実施していきましょう」ということとなります。提案書の内容について詳しくお話するという事は事業者のノウハウといった部分がありますので、ここではその部分を含めずにお答えします。

図書館も今回のコロナの状況等踏まえていきますと、来館型のサービスの中でも、よりICTの活用といったデジタル化も重要になってきます。中央図書館には2台のタブレットがあり、これを窓口で活用していく方法を模索しており、ICT化に向けたご提案などもいただいています。そういったものを活用することでより利便性にも富んでいきますし、図書館のデジタル化にも推進していけるのではないかと。具現化に向けては、また基本協定を締

結した後になります。事業者と取り組み内容の具体を詰めていければと考えています。

○園田教育長 TRC はこれまでも地区館での実績がありますので、それに対する評価、モニタリング等ではどういう評価を受けていますか。

○佐藤図書館長 地区館を運営されている TRC の管理運営については、平成 25 年度から 3 地区館の運営をしていただいております。コロナ渦などがありますので今年度の状況は置いておいても、昨年度までの評価の中では、先ほども説明の中で申し上げた指定管理者のモニタリング評価の中では 5 項目中及第点となる期待どおりという項目が 2 項目、それを超える期待以上これは 5 段階で言うと上から 2 番目にいい評価ですが三つということ、非常に良好な形で管理運営をしていただいていると思います。

また、利用者の満足度のアンケートでも、カウンターでの接客などについては「非常に満足・満足」が全体の 9 割を超えており、安心して管理運営をお任せしている状況です。

○園田教育長 分かりました。スポーツセンターにも聞きますが、それぞれの評価基準が図書館とは少し異なりますが、結果の点数を見るといずれも高い数字で、8 割、9 割ぐらいになっており高く評価されています。指定されると次回で 4 回目ということなので既に実績はありますが、これまでの評価と言いますか、この者に対する評価はいかがでしたか。

○板倉生涯学習課長 東京ドームグループについてはこれまで 3 期にわたって、スポーツセンターを運営していただいております。この間、利用者数も昨年度のコロナ渦の影響で少し減少してしまいましたが、1 年間で 46 万人ほどの利用者がいらっしゃって、その中で高いサービス水準を維持していただいていると担当としては考えています。

財務状況についても、提出された書類を外部委員にご確認いただいたところ、非常に安定した経営を続けていて、指定管理を運営するについては問題ないとの評価をいただいておりますし、プレゼンテーションの中でも、各委員からは東京ドームグループに次期指定管理者を任せることについて問題ないというご意見をいただいたところです。

○園田教育長 評価が高いことはあちらこちらでよく耳にし、実績があると思っています。さらにこれを上積みしていくのはなかなか難しいとは思いますが、いい提案は出てきましたか。

○板倉生涯学習課長 教育長ご指摘のとおり、利用時間を延長したり通年開館を通じたりして、利用者サービスをかなり充実させているという中では、4 期目というところで、劇的に改善した新たな提案は難しくなっていると感じています。しかし、さらに利用者の満足度を上げることについては、設備などを更新するなどし、さらに利用者に気持ちよく使ってもらったりしながら、顧客満足度を高めていきたいといった提案があり、その部分が新たな提案だったと考えています。

○園田教育長 ほかにご質問はありますか。

○宮下教育委員 図書館について伺います。かねてから教育委員会教育部の図書館長がいて、今後、指定管理者の館長との二人が館長になることについてはこれまでも質疑があったと記憶していますが、今回のプレゼンテーションではどのような解決策の提案がありましたか。

○佐藤図書館長 市と指定管理者それぞれに図書館長がいる。しかも中央図書館においては一つの館で二人の図書館長がいるというのも、全国に見てもあまり例がないかと思えます。これをいかに明確にしていくかについてです。

市と指定管理者それぞれに図書館長を置くというのは、図書館法にある「最も適切な形を置く」と捉えたときに、市にも直接的な図書館サービスを残していく、指定管理者も図書館

サービスを担う。図書館法の中では館長が図書館奉仕や図書館サービスを全て掌理する管理者であるとしていますので、より適切に対応するために双方に図書館長を設けるとしました。指定管理者は中央図書館長、市は市全体の組織がありますので、こういった名称になるかは今後のことになるとは思いますが、現在の教育部図書館長がそのサービスを担う形です。

より適切にご理解いただくため、先ほど申しあげました事業者説明会の中で、私からもそういった仕組みを行っていくと。中央図書館も大規模改修工事をしており、1階のフロアの一般開架室や児童開架室を担うのは図書館長で、1階に事務室を置いて、指定管理者の館長がそこを担っていく。2階の調査資料室、現在、参考図書室と言っているところですが、ここではより専門的な地域資料や行政資料などの取り扱いについては市がサービスを担い、そこに市の図書館長がいる形にしています。

そういったサービスをするときに指示系統を明確にするということが、偽装請負などがないように、完全に、適切に扱っていくという意味で重要だと思っていますので、施設も分け、そういった部分を明確にする業務仕様書などを作ってきました。それについての今回の提案ですが、その部分を十分によくご理解いただいた上で、市と指定管理者の中では、あくまでも図書館行政、図書館の方針や計画などを担っていくのは市の図書館長であり、そこが方針を示し、業務仕様書などを示した上で、その中で最大限の管理運営をしていくということで情報共有をし、何か状況があったときには情報共有や相談をしていくと。

しかし、市と指定管理者といっても一つの図書館です。利用者にご不便なく一つの図書館として何の違和感もなくご利用いただくために、日々連携をしていきます。例えば1階の指定管理者のカウンター、2階の市のカウンターで様々な課題などが起きたときには、そういったものを共有し、解決していきますが、そのために連携を深めていく。今回作った書籍の選定方法などもそうですが、2次選定の選定会議では市と指定管理者も一緒になって、そこで意見交換しながら選定をしていくという形にしています。最終決定は市にあります。そういった連携した選定などを行う中で意見交換をするとともに双方で実務を通じながら、市と指定管理者が共に成長していく。その中で市立図書館も成長していくことをご理解いただいた中でのご提案であることを、プレゼンテーションの中で感じとれたと思っています。

---

### ◎閉会の宣告

○園田教育長 以上で令和2年第10回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午後零時00分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和2年11月9日

教育長 園田 喜雄 (自 書)

署名委員 馬場 そわか (自 書)